

平成28年

8月から

後期高齢者医療

被保険者証が

むらさき色

変わります。

旧 やまぶき色



新 むらさき色



7月下旬にお住まいの市町村から届きます。

※被保険者証の交付に関して手数料は一切かかりません。詐欺には十分ご注意ください。

平成28年**8月1日**から

必ず医療機関窓口
提示してください。

制度の対象者

- 75歳以上の方
- 65歳以上の方で一定の障がいがあると認定された方

※申請して広域連合の認定を受けた方

窓口負担割合について

- 一般の方 1割
- 一定以上の収入がある方 3割

交通事故などにあつたとき

交通事故など他人(第三者)の行為によって病気やけがをした場合でも、健康保険で医療を受けることができます。受診等の際に医療機関に申し出ていただくとともに、お住まいの市町村窓口で手続きをしてください。

限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)

※減額認定証は、該当になる方に送られます。

※減額認定証は、医療機関窓口で提示してください。

※お持ちで無い方は、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口にご相談ください。



秋田県後期高齢者医療広域連合

業務課☎018-853-7155 / 総務課☎018-838-0610

<http://www.akita-kouiki.jp/>

保険料の納付・申請等に関すること

お住まいの市役所、町村役場の後期高齢者医療担当課

制度全般に関すること

秋田県後期高齢者医療広域連合